

基監発第1005002号

基徴発第1005001号

平成19年10月5日

都道府県労働局

総務部（労働保険徴収部）長 殿

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

監督課長

（契印省略）

労働保険徴収課長

（契印省略）

労働保険料の適正徴収等に係る都道府県労働局内の連携強化について

標記について、平成19年10月5日付け基発第1005002号において通知されたところであるが、その具体的な取扱いについては下記のとおりとするので、適正な運用に留意されたい。

## 記

### 1 連携の概要

本連携は、労働基準監督署（以下「署」という。）において実施した監督指導により賃金不払が是正された事案に係る情報を、都道府県労働局労働保険徴収部署（以下「局徴収部署」という。）に情報提供することにより行うものとする。

### 2 提供する情報

#### （1）提供する情報の対象

[Redacted text block]

## (2) 提供する情報の内容

- ① 事業場名
- ② 所在地
- ③ 電話番号
- ④ 業種
- ⑤ 支払額及びその対象期間
- ⑥ 対象労働者数
- ⑦ 支払日

## (3) 情報の提供方法

上記(2)の情報については、別添様式により、原則として1年度分の情報を翌年度の6月末日までに、署から都道府県労働局労働基準部監督課を経由して局徴収部署あて提供するものとする。

## 3 提供を受けた情報の取扱い等

### (1) 局徴収部署の対応

情報の提供を受けた局徴収部署は、当該情報を取りまとめるとともに、速やかに該当事業場の労働保険料の納付状況を確認し、必要に応じて納付指導、労働保険料算定基礎調査（以下「算定基礎調査」という。）を実施し、労働保険料の収納を図るものとする。

### (2) 情報の取扱い

提供を受けた情報は、局徴収部署において算定基礎調査業務のためにのみ使用するものとする。

